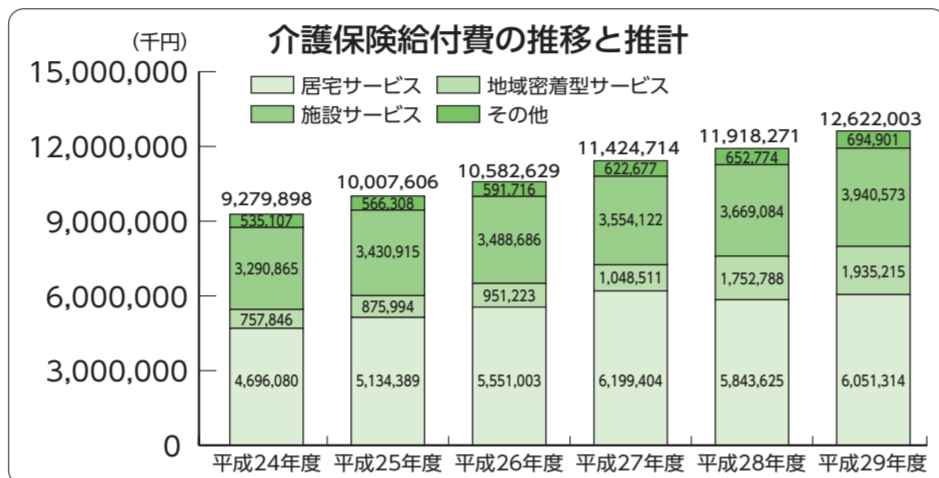
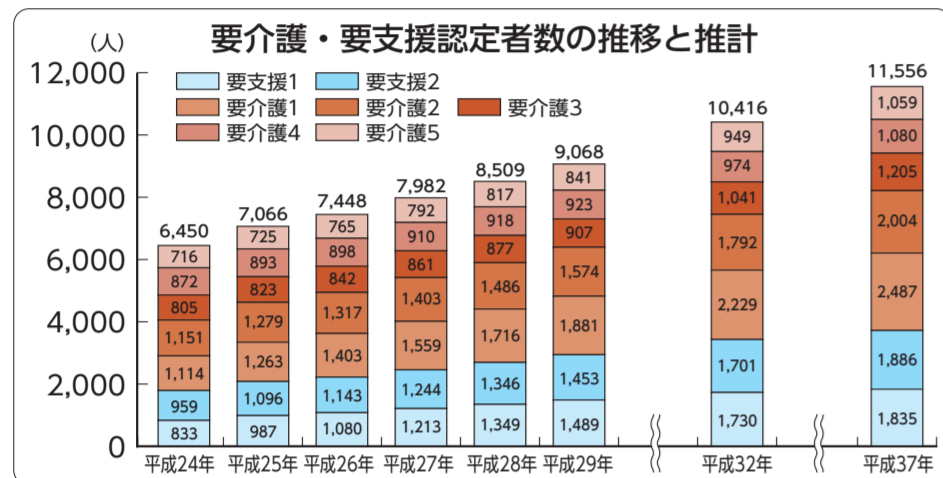


# 介護保険制度の「ここ」が変わります

## 1 平成27年4月から 介護保険料が変わりました

65歳以上の方の介護保険料基準月額を4,700円から5,100円へ改定しました

介護保険料は、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき、介護サービスにかかる費用などから基準額を算出し、所得段階に応じて設定されます。下記のグラフのとおり、要介護・要支援認定者数の増加に伴い、小平市の介護保険給付費は平成29年度には126億2,200万円にまで増加すると見込まれるため、この度、介護保険料基準月額を4,700円から5,100円（都平均5,538円）に改定しました。



平成27年度の介護保険料は

改定後の所得段階をもとに算定を行い、7月上旬に「介護保険料額決定通知書」をお送りします。

所得段階	対象者	計算方法	改定後保険料(月額)	改定前保険料(月額)	
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等の支援給付受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	基準額×0.40	24,400円	25,300円	
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+前年の公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	基準額×0.65	39,700円	36,600円	
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+前年の公的年金等の収入金額が120万円超え	基準額×0.70	42,800円	39,400円	
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がある場合で、前年の合計所得金額+前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	基準額×0.90	55,000円	50,700円	
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がある場合で、前年の合計所得金額+前年の公的年金等の収入金額が80万円超え	基準額(5,100円×12ヵ月)	61,200円	56,400円	
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.10	67,300円	62,000円	
第7段階	//	120万円以上190万円未満	基準額×1.25	76,500円	70,500円※1
第8段階	//	190万円以上290万円未満	基準額×1.50	91,800円	84,600円
第9段階	//	290万円以上400万円未満	基準額×1.64	100,300円	92,400円※2
第10段階	//	400万円以上500万円未満	基準額×1.78	108,900円	100,300円
第11段階	//	500万円以上600万円未満	基準額×1.92	117,500円	108,200円
第12段階	//	600万円以上700万円未満	基準額×2.06	126,000円	116,100円
第13段階	//	700万円以上800万円未満	基準額×2.20	134,600円	124,000円
第14段階	//	800万円以上900万円未満	基準額×2.34	143,200円	131,900円
第15段階	//	900万円以上	基準額×2.48	151,700円	139,800円

### 公費による低所得の方の保険料軽減の強化

低所得の方の介護保険料については、給付費の5割の公費負担に加えて、別枠で国・東京都・小平市の公費を投入し、負担を軽減しました。対象となるのは、左記の表の第1段階の方で、保険料の年額を27,500円(基準額×0.45)から24,400円(基準額×0.40)に軽減しています。

※1 合計所得金額120万円以上125万円未満の方については、改定前保険料は62,000円になります。

※2 合計所得金額290万円以上300万円未満の方については、改定前保険料は84,600円になります。

## 2 平成27年4月から 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

新規に入所できるのは、原則として要介護3以上の方となりました

特別養護老人ホームは、これまで要介護1から入所できましたが、これからは、要介護3以上の方に限定されます（すでに入所している要介護1・2の方は、引き続き入所できます）。

ただし、要介護1・2の方でも、右記のいずれかの要件に該当し、居宅での日常生活が困難であると認められる場合は、特例的な入所の対象者として申込みができます。申込み後は、今までどおり、要介護3以上の方を含めた申込者全員に対してそれぞれの施設で審査を行い、優先度の高い方から順に入所が決定されます。

### 要介護1・2の方の特例的な入所の要件

- 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- 知的障害・精神障害などを併い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難などが頻繁に見られる
- 家族などによる深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である
- 単身世帯である、同居の家族が高齢又は病弱であるなどにより家族などによる支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

## 3 平成27年8月から 一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります

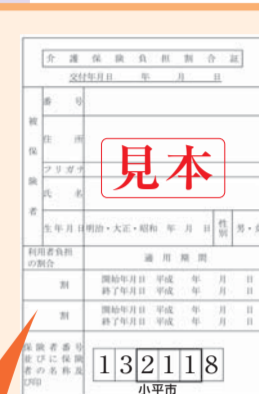
65歳以上で一定以上の所得がある方は、介護サービスを利用するときの利用者負担が1割から2割になります。

2割負担となる方 本人の合計所得金額が160万円以上の方

ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。※利用者負担には、1ヶ月の上限額（高額介護サービス費・下表参照）がありますので、利用者負担が1割から2割になった方の全員の負担が2倍になるわけではありません。

### 介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている方に、介護保険負担割合証を交付します。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割または2割）が記載されています。適用期間：8月1日～翌年7月31日（介護保険負担割合証は7月末までに交付します）



負担割合(1割または2割)が記載されています。

## 4 平成27年8月から 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が右表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

平成27年8月からは、その高額介護サービス費の利用者負担区分（所得などに応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、収入が383万円以上、2人以上世帯で520万円以上）」が新設され、上限額が設定されます。

利用者負担の上限(1か月)	利用者負担上限額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
●現役並み所得者		世帯 44,400円
●一般世帯	世帯 37,200円	世帯 37,200円
●市民税非課税世帯	世帯 24,600円	世帯 24,600円
●合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●中国残留邦人等の支援給付受給者	個人 15,000円	個人 15,000円

## 5 平成27年8月から 低所得の施設利用者の食費・居住費等の軽減の適用要件が変わります

施設サービスの食費と居住費等は、低所得の方に対しては利用者負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設などに支払われます。

平成27年8月からは、その対象者となる要件が変更されます。右記の2つのうち、いずれかを満たす方は、食費と居住費等の軽減が受けられません。

### ●配偶者の所得

市民税非課税世帯でも、世帯分離（施設入所を含む）している配偶者が市民税課税者である場合

### ●預貯金等

市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が市民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合

## 6 平成29年4月までに 介護予防・日常生活支援総合事業を始めます

要支援1・2の方を対象とする「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、サービスが多様化されます。区市町村により移行時期は異なり、小平市では、平成28年4月の開始を目標としています。

改正前	改正後
<p>介護予防給付(要支援1・2)</p> <p>介護予防訪問介護</p> <p>介護予防通所介護</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>訪問型サービス 従来の介護予防訪問介護相当のサービスや、緩和した基準によるサービス、保健師等による相談指導、移動支援など</p> <p>通所型サービス 従来の介護予防通所介護相当のサービスや、緩和した基準によるサービス、レクリエーションや体操などの活動、自主的な通いの場など</p> <p>生活支援サービス 配食、見守り、自立した生活を続ける支援など</p>
<p>地域支援事業</p> <p>介護予防事業</p> <p>通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 介護予防普及啓発事業 介護予防見守りボランティア事業 など</p>	<p>一般介護予防事業</p> <p>65歳以上の方は誰でも利用できます。介護予防に関する講座や講演会、介護予防見守りボランティア事業などに参加できます。</p>